

SY1-1

児童虐待防止対策について

竹内 尚也

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策推進室

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成27年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる103,286件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、平成28年3月、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。

同改正法では、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「要支援児童等」という。)と思われる者に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。

小児科をはじめとする医療機関については、日頃から子どもへの医療行為、その保護者への対応をすることにより、要保護児童や要支援児童等を把握しやすい立場にある。児童虐待問題の解決にあたっては、上記改正法の主旨を踏まえて、医療機関と児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健等の関係部署等の間に積極的な連携・情報共有体制を構築し、適切な役割分担のもとで協働していくことが重要である。